

療育手帳の交付申請をされる方、療育手帳を交付されている方へお知らせ  
令和4年10月より療育手帳の様式  
が変更となりました。

“新”療育手帳の特徴

- これまでの手書きによるノート型の手帳から台紙に印字した折りたたみ式の手帳に変更しました。
- 判定毎に顔写真を更新するため、割引利用時等の本人確認がしやすくなり、便利になりました。

県からのお願い

- 申請書（新規・再判定・再交付）と一緒に顔写真（縦4cm×横3cm）を提出してください。
- 再判定・再交付申請の場合、交付の際これまでの手帳と新手帳を交換します。

【問い合わせ先】山梨県障害者相談所

TEL：055-254-8674

住所：甲府市北新1丁目2番12号  
山梨県福祉プラザ2階

# 療育手帳新様式

## てちょう • 手帳カバー

療育手帳	山梨県
------	-----

11.5cm

7.5cm

- 手帳カバーは横開きです。
- 手帳カバーの中に折りたたんだ台紙を入れて保管します。
- 手帳カバーは紺色で、これまでと同じ色です。

## てちょうだいし めん • 手帳台紙 おもて面

<p>療育手帳 山梨県第 号 年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">写真 (縦4cm×横3cm)</p> <p>旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第 種 知的障害者</p> <p>フリガナ 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">山 梨 県 印</p>	<p>判定の記録</p> <table border="1"> <tr> <td>障害の程度 (総合判定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合併障害</td> <td>身体障害 級</td> </tr> <tr> <td>判定年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次の判定年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>判定機関</td> <td></td> </tr> </table> <p>本人居住地</p> <table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	障害の程度 (総合判定)		合併障害	身体障害 級	判定年月日		次の判定年月		判定機関					<p>保護者</p> <table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>本人との関係</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>電話</p> <p>住所</p>	氏名	本人との関係							<p>(備考)</p>
障害の程度 (総合判定)																								
合併障害	身体障害 級																							
判定年月日																								
次の判定年月																								
判定機関																								
氏名	本人との関係																							

28.0cm

10.5cm

## てちょうだいし めん • 手帳台紙 うら面

<p>施設利用等の経過</p> <p>(施設等の名称)</p> <table border="1"> <tr> <td>(入所等年月日)</td> <td>(退所等年月日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(電話)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(施設等の名称)</td> </tr> <tr> <td>(入所等年月日)</td> <td>(退所等年月日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(電話)</td> </tr> </table>	(入所等年月日)	(退所等年月日)	(住所)		(電話)		(施設等の名称)		(入所等年月日)	(退所等年月日)	(住所)		(電話)		<p>(予備欄)</p>	<p>(予備欄)</p>	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この手帳は、なくさないように大切に持ちください。</li> <li>手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに市福祉事務所又は町村役場へ届けてください。</li> <li>この手帳の「判定の記録」欄の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。</li> <li>交通機関を割引運賃で使うときは、乗車券類の購入時にこの手帳を提示するとともに、乗車中も必ずこの手帳をお持ちください。</li> <li>手帳を使えなくなることはありませんので、「判定の記録」欄に記載された「次の判定年月」までに再判定を受けてください。</li> </ol>
(入所等年月日)	(退所等年月日)																
(住所)																	
(電話)																	
(施設等の名称)																	
(入所等年月日)	(退所等年月日)																
(住所)																	
(電話)																	